附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による調査票は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

○国土交通省告示第千二百九十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東海北陸自動車道	郡上市八幡町西Ｎ原字大洞二一七一番一から同市八幡町西Ｎ原字黒木尾二三一二番三まで	前	最大一六〇 最小五六	九六
		後	最大六四 最小二九	
	郡上市大和町万場字下前平二九七〇番一三から同市大和町万場字下前平二九七〇番一三まで	前	最大六三 最小四一	二七
		後	最大四九 最小四一	

○国土交通省告示第千二百九十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
防府市大字富海字みのこ三四三番一一から同市大字富海字片山五二八番一まで		前	最大一三七 最小四六	三一
		後	最大一三七 最小四六	

○国土交通省告示第千二百九十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
常磐自動車道	南相馬市鹿島区小山田字隠町二番三から同市鹿島区浮田字**椴**木沢二一七番三まで	前	最大一二五三 最小六四	一三一八
		後	最大一二五三 最小六四	

○東北地方整備局告示第二百一十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年十二月二十四日

東北地方整備局長　小池　圖

第一　起業者の名称　岩手県

第二　事業の種類　金浜地区海岸改修工事及び二級河川津軽石川水系津軽石川改修工事（左岸：岩手県宮古市津軽石第２地割地内、右岸：岩手県宮古市赤前第８地割地内）

第三　起業地

一　収用の部分　岩手県宮古市高浜４丁目、金浜第２地割、金浜第６地割、津軽石第２地割及び赤前第８地割地内

二　使用の部分　岩手県宮古市津軽石第２地割地内

第四　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

一　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県宮古市高浜４丁目地内から同市赤前第８地割地内までの延長2,166ｍの区間（以下「本件区間」という。）における「金浜地区海岸改修工事及び二級河川津軽石川水系津軽石川改修工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「金浜地区海岸改修工事」（以下「本件海岸事業」という。）は、海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第３条第10の２号に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当し、「二級河川津軽石川水系津軽石川改修工事」（以下「本件河川事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

二　法第20条第２号の要件への適合性

海岸保全区域の管理は、海岸法第５条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件海岸事業に係る区間は同法第３条第１項の規定に基づき岩手県知事が指定した海岸保全区域であることなどから、また、二級河川の管理は、河川法第10条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件河川事業に係る区間は同法第５条第１項の規定に基づき岩手県知事が指定した二級河川であることなどから、起業者である岩手県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

三　法第20条第３号の要件への適合性

（１）得られる公共の利益

三陸北沿岸は、岩手県九戸郡洋野町の青森県境から岩手県宮古市の**鮫**ケ崎までの約261kmの崖地形の海岸で、このうち、金浜地区海岸は、岩手県宮古市の宮古湾最奥部に位置し、二級河川津軽石川水系津軽石川（以下「津軽石川」という。）の河口部に隣接する全長約1.3kmの海岸である。また、津軽石川は、下閉伊郡山田町の高滝山の東